

医療費の助成制度

田原市では、さまざまな医療費自己負担分を助成する制度を設けています。

まだ申請されていない方はお問い合わせください。

◆後期高齢者福祉医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付しています。

◎対象

【障害者】次のいずれかに該当する方
 ①身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級の方
 ②療育手帳A・B判定の方
 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級
 ④自閉症状態群（診断書が必要）

【ひとり暮らし】次のすべてに該当する方
 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内に親族が住んでいない方
 ②市町村民税が非課税の方
 ③親族から金銭的援助を受けていない方
 ④親族の税の扶養親族に入っていない方

【ねたきり・認知症】介護保険の要介護4または5の認定を受けている

て3か月以上要介護状態が継続している市町村民税非課税世帯の方

◆母子家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する方で、父母の前年の所得が表の所得制限額以下の方に、母子家庭等医療費受給者証を交付しています。

▼対象Ⅱ①母子家庭（父に重度の障害がある家庭を含む）の母および児童②父子家庭（母に重度の障害がある家庭を含む）の父および児童③父母のいない児童
 ※いずれも児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで

◆精神障害者医療費助成（入院）

▼対象Ⅱ精神疾患で入院している方
 ▼助成額Ⅱ入院時の自己負担額（保険適用分）の半額（精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は全額）

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

■母子家庭等医療費助成の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人目以降の加算額	38万円

高額医療・高額介護合算制度

この制度では、次の対象の方の申請によって支給されます。

◆対象

次の要件をいずれも満たす方
 ①世帯内の同一の医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療、社会保険など）の加入者で、1年間（毎年8月1日～7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担を支払っている方

■高額医療・高額介護合算制度

負担区分	後期高齢者医療制度加入者	国民健康保険や社会保険加入者	
		70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円	

②①の自己負担金額（高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額）の合計が表の負担区分ごとの自己負担限度額を超えている方

◆後期高齢者医療制度へ加入の方

支給対象となる方には、毎年12月ごろ愛知県後期高齢者医療広域連合から、申請についての「お知らせ」が届きますので、申請してください。

なお、計算期間中に他市町村から住所を移した方や、他の医療保険から後期高齢者医療制度に移った方などには「お知らせ」は発送されません。支給対象要件をご確認のうえ、該当する場合は申請してください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

『相統110番』司法書士による無料電話相談

相続、遺言、成年後見などに関するご相談に、司法書士が電話でお答えします。

▼日時Ⅱ2月2日（土）午前10時～午後3時

◆相統110番（無料電話相談）

☎32局3820（平日限り）

▼愛知県司法書士会豊橋支部
 ☎（0532）58局9951